

六会団地自治会防災規約

第1条 名 称

この会は六会団地防災会(以下「本会」という)と称する。

第2条 目 的

本会は六会団地居住者の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震等の災害(以下「地震等」という)による被害の防止に努め、あわせて災害発生時の被害の軽減を図ることを目的とする。

第3条 活 動

本会は前条の目的を達成するために次の活動を実施する。

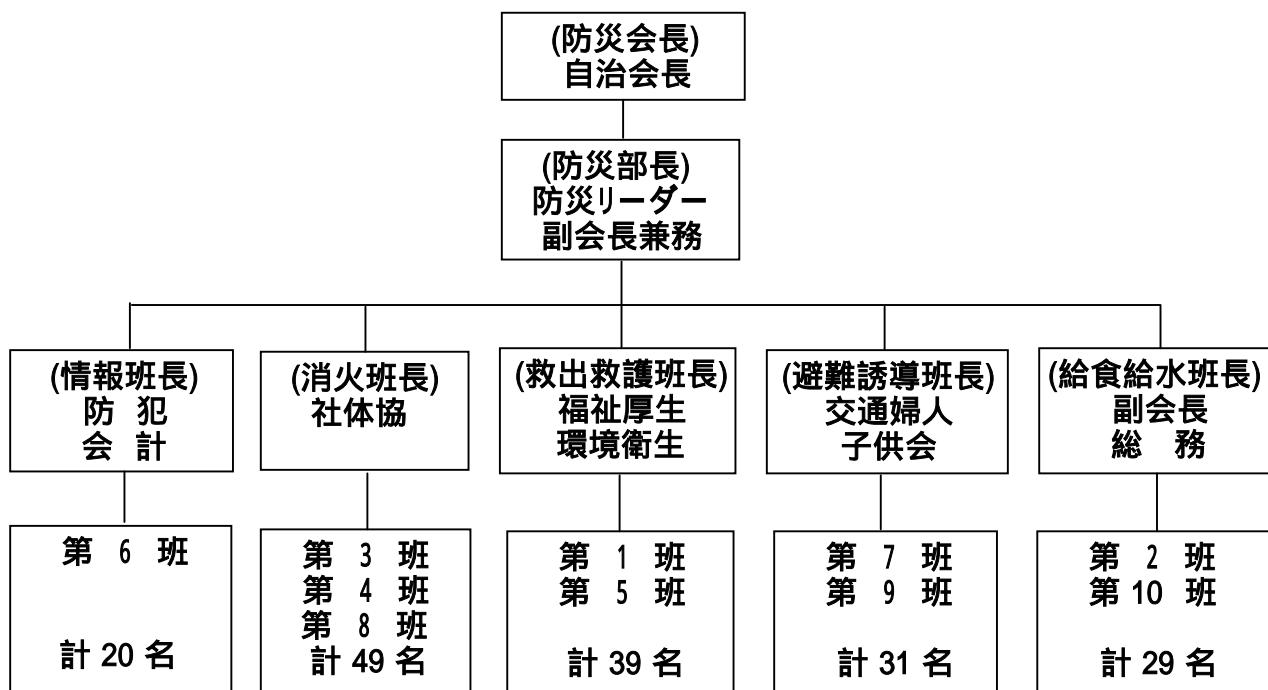
- (1) 地震等の災害知識の普及に関する事。
- (2) 地震等に対する災害防止に関する事。
- (3) 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等の応急対策に関する事。
- (4) 防災訓練の実施に関する事。(原則として年1回春期又は秋期の火災予防運動期間、並びに防火の日を実施目標期間とする。)
- (5) 防災資機材の備蓄に関する事。
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事項。

第4条 組織、構成

本会は六会団地の全居住者をもって構成する。

- (1) 本会は全体を総括するために本部組織を編成し、自治会長を防災会長とし、本部位置は非常時の第一次避難場所の「北窪公園」とする。
- (2) 防災活動をより円滑に、効果的に行うため、下記の通り防災組織を編成し、役員と防災リーダーが担当する。
- (3) 各役員は、六会防犯協会の「防犯当番札」を常に玄関等に提示し、防犯活動の推進とあわせて平素よりその役割を明確にしておく。

六会団地自治会自主防災組織



第5条 役員の任務及び任期

役員の任務は下記のとおり。

- (1) 防災会長は会務を総括し、地震等の災害時における非常避難場所での応急活動の指揮命令を行う。
- (2) 防災副会長は、防災会長を補佐し、防災会長に事故等のある時は、その職務を代行する。
- (3) 各班長は組織の構成員となり、会務の運営にあたる。
- (4) 防災リーダーは防災の知識、技術を高め、防災会長、防災副会長を補佐する。

第6条 避難対策

地震等により、地域住民の人命に危険が生じ、又は生じる恐れがあると想定される場合は、次のとおり避難する。

- (1) **避難誘導**
避難誘導班は、防災会長の避難誘導の指示に基づき、地域住民を避難場所に誘導する。
- (2) 第1次避難場所 北窪公園(自治会の指定場所)
避難施設 藤沢工科高等学校(市の指定場所)
広域避難場所 日本大学(市の指定場所)
- (3) **学童避難**
藤沢市の非常時警戒宣言発令時及び発災時の学童避難誘導は、学校側指揮のもとに自治会側組織体制により安全な場所まで誘導する。

第7条 会義

本会は自治会定例役員会をもってあてることができる。又、本会の会議は必要に応じて開催する。

第8条 財政

本会の運営に必要な財政は自治会費をあてる。

付 則

- (1) この規則は平成4年4月1日から施行され、平成19年3月18日に一部改正された。
- (2) 六会団地自治会自主防災組織の立ち上げ規則を定め、平成19年4月1日から施行する。
- (3) この規則は平成21年3月31日に一部改正された。